

鳥取縣公報

昭和十八年七月六日
第千四百四十八號

火曜日

目次

○告示

- 昭和十八年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算.....一頁
- 砂糖配給團體指定.....三頁
- 資源調査員任免.....四頁
- 昭和十八年度後期甲種飛行豫科練習生徵募.....八頁
- 被保險者証中無効.....二頁
- 地方小麥粉配給機關指定.....二頁
- 鮮魚介出荷計畫承認.....二頁
- 蠶絲業經營改善施設補助規程改正.....三頁

○彙報

- 薪炭の配給統制.....一五頁
- 七月の常會徹底事項.....一七頁
- 七月の大詔奉戴日實施方策.....一九頁
- 甲種飛行豫科練習生募集.....二〇頁

告示

◆鳥取縣告示第三百四十九號

昭和十八年六月縣參事會ニ於テ議決ニ係ル昭和十八年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算ノ要領左ノ通

昭和十八年七月六日

鳥取縣知事 武 島 一 義

昭和十八年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算 (△印減高)

歲入

經常部

第四款 地方分與稅

第二項 配付稅

六、四三圓
六、四三圓

00127

第八款 國庫下渡金	二〇
第一款 警察費下渡金	三〇
第九款 雜收 入	二八、九三
第六項 物品賣拂代	二六、六二
第八項 雜入	二、三三
經常部計	四四、五七
臨時部	
第一款 繰越金	一八三、四三圓
第一款 前年度繰越金	一八三、四三
第二款 國庫補助金	二九五、四六
第二款 土木費補助金	一四、九〇
第五項 勸業費補助金	△二九、四四
第六項 社會事業費補助金	二四九、〇〇
第七項 時局事務費補助金	三〇
第三款 寄附金	一三三、三六
第一款 土木費寄附金	三〇、六
第三款 勸業費寄附金	一〇、三〇
第七款 立替金	七〇、〇〇

第一款 農業水利改良事業費	七〇、〇〇
立替金	
第八款 縣債	△ 四、七〇〇
第一款 縣債	△ 四、七〇〇
臨時部計	五七、三四
歲入合計	七〇、八二〇
歲出	
經常部	
第三款 縣職員費	四、一七五圓
第一款 俸給諸給	四、三五
第二款 廳費	三、七〇
第四款 警察費	六〇〇
第二款 廳費	六〇〇
第六款 土木費	四、〇〇〇
第一款 道路橋梁費	四、〇〇〇
第七款 教育費	一、三三〇
第十項 學事諸費	一、三三〇
第六款 勸業費	四、七〇

00128

第五項 修鍊農場費	一、六〇〇
第八項 藪檢定所費	一〇、三〇〇
第十八款 財產費	一五〇
第二項 管理費	一五〇
經常部計	三三、九五
臨時部	
第二款 土木費	一九、三六圓
第三款 道路費	一、六〇〇
第十一項 災害土木道路橋梁改良事業費	一七、七六
第五款 勸業費	五〇、〇〇〇
第一款 勸業費	五〇、〇〇〇
第六款 補助費	九、七〇
第三款 土木補助費	四、九三
第七項 社會事業補助費	三、四〇〇
第九項 地方改良補助費	一四、五〇
第十三款 勸業費本年度支出額	△ 一〇三、四三〇
第三項 水害復舊耕地事業費	△ 一〇四、六一

第四項 千代川廢川地開墾事業費本年度支出額	一、三三三
第十六款 時局對策費	二七、三六
第一款 縣職員費	二〇、三〇〇
第三款 勸業費	三九、九五
第八項 軍事援護費	三六、四〇
第二十一款 災害土木復舊費	三六、四七
第二款 九年災害土木復舊費	三六、四七
第二十六款 雜出	四、四五
第一款 過年度返納金	四、〇五
第二款 過年度追拂	三〇
臨時部計	六九、八五
歲出合計	七〇、八二〇

◆鳥取縣告示第三百五十號
砂糖配給統制規則第五條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス
昭和十八年七月六日
鳥取縣知事 武 島 一 義
內務省戶倉國道改良事務所

鳥取縣告示第三百五十一號

農林水産業調査指導員タル資源調査員左ノ通任免セリ

昭和十八年七月六日

鳥取縣知事 武 島 一 義

新任者	解任者	職務執行ノ區域	任免年月日
山根 豐明	岩城 潔	八東 村	昭和十八年五月五日
平岡 兵藏	寺地 八一	舍人 村	五月二十九日
松下 幸藏	阿部 義榮	餘子 村	四月二十一日
野口 恒藏	森田 勇	宇田川 村	四月十七日

鳥取縣告示第三百五十二號

農林水産業調査員タル資源調査員左ノ通任免セリ

昭和十八年七月六日

鳥取縣知事 武 島 一 義

新任者	解任者	職務執行ノ區域	任免年月日
霜田 秀雄	佐々木 卯太郎	鳥取 市	昭和十八年六月一日
水内 幸一	福田 一雄	同	同
渡部 峻	野浪 邦己	米子 市	同
			四月二十二日

吉田 芳信	堀 善太郎	米里 村	同	五月五日
小澤 壽賀雄	田中 松雄	同	同	同
井戸 垣壽之	土橋 幸雄	成器 村	同	同
岡村 義春	岡村 平藏	倉田 村	同	六月二十四日
村上 傳一	村上 磯治	智頭 町	同	四月十七日
熊谷 多美次	矢部 篤繪	同	同	同
氏橋 友重	高橋 周次郎	同	同	五月一日
藤原 文平	國政 守男	同	同	同
寺谷 富治	大坪 傳次	同	同	同
西尾 武男	西尾 吉次郎	同	同	同
山根 豐明	岩城 潔	八東 村	同	五月五日
小倉 一雄	角脇 茂之	若櫻 町	同	四月二十八日
西谷 重太郎	山本 祐藏	同	同	同
中尾 峰藏	尾崎 勇次郎	同	同	同
谷本 喜幸	森岡 與惣兵衛	下私都 村	同	六月二十一日
貝家 吉太郎	恩田 平藏	青谷 町	同	五月一日
西村 正一	岡本 嘉藏	同	同	同
澤松 岩太郎	澤 輝政	東伯郡西郷 村	同	五月二十八日

00133

◇鳥取縣告示第三百五十三號

昭和十二年海軍省令第十號ニ依リ昭和十八年度後期甲種飛行豫科練習生左ノ通徴募セラル
昭和十八年七月六日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第一 志願者ノ資格

(一) 年 齡

計 算 期 日	年 齡	生 年 月 日
昭和十八年十二月一日現在	十五歲以上 二十歲未滿	自大正十二年十二月三日 至昭和三年十二月二日

(二) 學 歷 制限ナシ

(三) 學 力 中等學校第三學年修了程度トス

第二 志願ノ手續

志願者ハ別紙様式ニ依リ志願書ヲ昭和十八年七月三十一日迄ニ到達スル如ク市町村長經由知事ニ提出スベシ但シ町
村長ハ所轄地方事務所長宛送付スルモノトス市町村長志願書ヲ受理シタルトキハ本人ノ最終修學ノ學校名ヨリ甲種

00134

第三 徴 募 檢 査

飛行豫科練習生所見表ヲ徴シ願書ニ添付スベシ

檢 査 場 鳥取市吉方町 修立國民學校	檢 査 期 日		種 別	檢 査 項 目	志 願 者 出 頭 範 圍	記 事
	昭和十八年八月三日	身體検査				
同	同	同	學力試験	數學、國漢 文、英語、漢 文、地理、口 史、問答	鳥取縣一圓	
同	同	同	同	同	同	上記區分 ニ依リ關 係學校在 學生並ニ 出身者出 ノトスモ

備考 検査開始時刻ハ午前八時トス

第四 受檢者ノ注意

- (一) 志願者ハ検査開始時刻一時間前迄ニ検査場ニ參集スベシ
- (二) 検査前日ハ必ズ入浴シ身体ヲ清潔ニスルト共ニ充分安眠スベシ
- (三) 晝食、鉛筆、ナイフ、消ゴム、風呂敷ヲ携帯スベシ
- (四) 中等學校學業證明書又ハ國民學校初等科六年以上ノ通信簿及青年學校手帳ヲ持參スベシ

(別紙様式)

海軍甲種飛行豫科練習生志願書

本籍地 縣 郡(市) 町(村) 大字 番地

現住地 縣 郡(市) 町(村) 大字 番地(何某方)

戸主 何 某 何 々 氏 名

(右側ニ振假名ヲ附ス)

年 月 日生

一 修學程度(何立何中學校第何學年在學中若ハ修了又ハ國民學校高等科修了)

一 現職業

一 現居住地移轉年月昭和 年 月(志願書提出前六ヶ月以内ニ移轉シタルモノニ就キ記入ス)

右甲種飛行豫科練習生ヲ志願致度此段出願候也

昭和 年 月 日

現住地 縣 郡(市) 町(村) 大字 番地 名 名

戸主 氏 氏 名 名

(親權者又ハ後見人)

鳥取縣知事 武島一義 殿

◆鳥取縣告示第三百五十四號

健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者
 證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十八年七月六日

鳥取縣知事 武島一義

被保險者証 被保險者氏名 工場事業場又ハ事務所 無効トナリ
 記號番號 所在地名稱 タル年月日

八ちた 一 田中信義	八頭郡佐治村智頭木材統 制株式會社佐治支所	一八、五、三
八ちた 六 田中若松	同	同
八ちた 七 安部鐵治	同	同
八ちた 八 田中清市	同	同
八ちた 九 谷上勇	同	同
八ちた 一〇 小林途雄	同	同
鳥さげ 一〇 金谷壽治	鳥取市賀露町株式會社鳥 取造船所	一八、六、二
岩い七一〇 岡本芳男	岩美郡小田村日本鐵業株 式會社岩美鐵山	一八、六、二
岩やは 八 西尾豊美	岩美郡宇倍野村山福製材 所	一八、六、九

◆鳥取縣告示第三百五十五號

小麥粉等製造配給統制規則第三條ノ規定ニ依ル地方小麥粉
 配給機關ヲ左ノ通指定ス

昭和十六年八月鳥取縣告示第六百二十四號ハ之ヲ廢止ス

昭和十八年七月六日

鳥取縣知事 武島一義

◆鳥取縣告示第三百五十六號

鳥取縣鮮魚介配給統制規則第三條第二項ノ規定ニ依リ左記
 漁業協同組合ニ對シ昭和十八年度第二期(七、八、九月)
 鮮魚介出荷計畫ヲ承認セリ

昭和十八年七月六日

鳥取縣知事 武島一義

鳥取市 賀露町	保證責任	賀露漁業協同組合
岩美郡 東村	同	東村同
同 浦富町	同	浦富町同
同 田後村	同	田後村同

00137

同	網代村	同	網代村	同
同	大岩村	同	大岩村	同
同	福部村	同	福部村	同
同	酒ノ津村	同	酒ノ津村	同
同	青谷町	同	青谷町	同
同	東伯郡 泊村	同	泊村	同
同	赤碕町	同	赤碕町	同
同	西伯郡 御來屋町	同	汗東	同
同	淀江町	同	汗西	同

鳥取縣告示第三百五十七號

昭和十七年十一月十日鳥取縣告示第七百十四號蠶絲業經營改善施設補助規程左ノ通改正シ昭和十八年度分ヨリ之ヲ適用ス

昭和十八年七月六日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第四條中「各項」ヲ「各號」ニ改メ第二號ノ次ヲ左ノ一號

ヲ加へ第三號乃至第五號ヲ削ル
 三 稚蠶兒配給施設ノ補助金ハ都市養蠶業組合ガ養蠶實行組合ニ稚蠶兒ヲ配給スル施設ニ要スル費用ニ對シ之ヲ交付ス
 第七條但書中「前項ノ」ヲ「之ガ」ニ改ム
 第十一條中「第二項」ヲ「第二號」ニ改ム
 別表中三ノ事項ノ次ニ左ノ事項ヲ加へ四乃至六ノ事項ヲ削リ番號「七」ヲ「五」ニ「八」ヲ「六」ニ改ム

補助對象	補助標準
四、稚蠶兒配給施設費	養蠶業組合經費ノ五分ノ一以內ニシテ養蠶業組合ニ付千圓以內

別記様式第一號中「稚蠶共同桑園設置」(又ハ桑園改良施設、稚蠶共同飼育所設置、養蠶新經營普及施設、蠶組驅除豫防施設、養蠶共同施設、蠶兒飼育分場施設、繭質改善施設) 補助金交付申請」ヲ「稚蠶共同桑園設置」(又ハ桑園改良施設、稚蠶共同飼育所設置、養蠶新經營普及施設) 補助金申請」ニ改メ同様式事業計畫書中(蠶組驅除豫防施設ニ關スルモノ) (繭質改善施設ニ關スルモノ)

00138

ノ) 及(蠶兒飼育分場改善施設ニ關スルモノ) 關スル記載事項ヲ削リ(稚蠶兒配給施設ニ關スルモノ)ニ關スル記載事項ヲ左ノ如ク加フ

(稚蠶兒配給施設ニ關スルモノ)

蠶期別	飼育卵量	配給蠶兒相當卵量	配給豫定養蠶實行組合數	事業費
春 蠶		瓦		圓
初 秋 蠶				
晚 秋 蠶				
計	(實數)			

別記様式第二號中「稚蠶共同桑園設置」(又ハ蠶組驅除豫防施設、桑園改良施設、養蠶共同施設、稚蠶共同飼育所設置、養蠶新經營普及施設、養蠶共同施設) 經費決算書並事業成績報告書」ヲ「稚蠶共同桑園設置」(又ハ桑園改良施設、養蠶共同施設、稚蠶兒共同飼育所設置、稚蠶共同施設、養蠶新經營普及施設、養蠶共同施設) 經費決算書並事業成績報告書」ニ改メ同様式事業成績書中(蠶組驅除豫防施設ニ關スルモノ) (繭質改善施設ニ關スルモノ) 及(蠶兒飼育分場改善施設ニ關スルモノ)ニ關スル記載事項ヲ削リ(稚蠶兒配給施設ニ關スルモノ)ニ關スル記載事項ヲ左ノ如ク加フ

(稚蠶兒配給施設ニ關スルモノ)

00139

計	晚秋蠶	初秋蠶	春蠶	蠶期別			事業ノ概要		施設費用	
				飼育卵量	配給蠶兒相當卵量	配給養蠶實行組合數	縣費補助金	養蠶業組合負擔金	計	
(實數)				瓦	瓦		圓	圓	圓	

00140

彙報

告諭

縣下女子青年團員に

畏クモ
梨本宮妃伊都子殿下
李鍵公妃誠子殿下 ニオカセラレテハ
皇后陛下ノ御内旨ヲ奉シサセ給ヒ大東亞戰下ニ於ケル縣民ノ活動狀況特ニ戦力増強ニ協力奉スル女性ノ活動狀況竝ニ其ノ施設ヲ御視察遊バサレ統後女性ノ上ニ深キ御仁慈ヲ垂レサセ給フ洵ニ恐懼感激ノ至リニ堪ヘス
惟フニ統後ノ護リハ女性ノ活動ニ俟ツモノ極メテ多ク女子青年ニ期待セララルル所以モ亦此ニ在リ
冀クハ縣下女子青年團員諸子宜シク此ノ光榮ニ感奮興起シ決戰下皇國女子青年ノ使命ニ鑑ミ進ンデ戦力増強ノ實踐活動ニ挺身シ愈々總力ヲ結集シテ聖戰完遂ニ邁進シ以テ

御懿旨ニ副ヒ奉ランコトヲ期スベシ

昭和十八年六月二十一日

鳥取縣青少年團長 土肥 米之

薪炭の配給統制

産業擴充と燃料需要激増
薪木炭使用も決戦体制へ

戰時下に於ける國民生活上將又鑛工業上必要缺くべからざる薪炭の需給確保は喫緊の要務である。從來木炭は木炭配給統制規則及び同施行細則薪は鳥取縣薪需給調整規則に依つて需給の圓滑を圖つて來たのであるが、最近に至つて各種産業の擴充と石炭、電氣、瓦斯、豆炭、煉炭等の消費規正に伴つて炭の需要が頗る増加したため、政府は今回改めて「薪炭配給統制規則」を定め去る五月一日農林省令第二十四號を以て公布し、五月二十日より實施してゐる。これに伴つて本縣に於ても六月十五日鳥取縣令第四十號を以て「鳥取縣薪炭配給統制規則施行細則」を公布し、且つ縣

00141

告示第三百十二號及び第三百十三號を以て右農林省令並に告示による地方長官の指定事項を告示して今後の木炭及び薪の需給の圓滑を期することとなつた。今そのうち一般縣民にとつて直接注意を要する事項について概略を記すと次の如くである。

まづ瓦斯用木炭を除く木炭及び普通薪の集荷及び配給はすべて政府又は知事の指定した機關によることとして自由販賣を禁ぜられたのである。本縣に於ける生産者よりの集荷機關には木炭については鳥取縣林産燃料株式會社及び近藤林業有限會社の生産に係るものを除きすべて販賣組合、薪については鳥取縣林産燃料株式會社、智頭木材統制株式會社、鳥取林材株式會社、若櫻林材株式會社、東伯林材株式會社、米子林材株式會社、日野林材株式會社及び境港木材株式會社の生産に係るもの以外は森林組合が指定されてゐる。

そして右によつて集荷したものを更に指定集荷機關―木炭は鳥取縣販賣組合聯合會及び全國販賣組合聯合會、薪は鳥取縣森林組合聯合會―に集荷し、指定集荷機關は木炭及

び薪共これを指定配給機關―鳥取縣燃料配給統制組合―に配給してそこから木炭又は薪の販賣業者又はその團体に配給されるのである。

但し右生産者よりの集荷機關が集荷した木炭につき、知事は生産並に消費等の狀況を考へて岩美郡九、八頭郡十八氣高郡十二、東伯郡二十、西伯郡六、日野郡十五の町村を指定し、その町村内に於ては集荷機關たる販賣組合が知事の指示に従つて販賣する場合はこの指定集荷機關及び指定配給機關を経なくともよいことになつてゐる。

又薪に付ては柴薪(元口八分未満の枝條)木屑(長さ八寸未満の屑材)木根はこの統制規則から除外され、又鳥取市、米子市、倉吉町、境町以外の町村ではその町村内に於て自家用として使用するため當該町村内で生産された薪を一ヶ年二十石(二石は長一尺二寸周二尺五寸のもの約二十五把に當る)以内、生産者より買受け得ることになつてゐる。

尙木炭又は薪は政府以外のものがこれを縣外に移出することは禁ぜられてゐるが、轉居の際は木炭六十石、薪一石

00142

までは許されてゐる。又特に贈答を必要とする時は知事の許可を得て搬出することが出来る。

而して知事は毎薪炭年度(四月一日より翌年三月三十一日まで)の木炭又は薪の市町村別配給計畫を定めて市町村長及び販賣業者又は其の團體に指示し、市町村長は右の配給計畫に依る數量の範圍内に於て購入票又は購入通帳を發行し若くは其の他の配給方法を定めて、其の購入票と引換へ又は購入通帳に必要事項を記載する等その定めた配給方法に依つて消費者に購入せしめるのであつて、配給業者は右の方法による外(特に知事の指定する場合を除く)その取扱に係る木炭又は薪を消費者に渡すことはならぬのである。

業務用として木炭又は薪を生産しようとする場合(薪炭年度内に農林業用炭三百疋、同薪十石以内を除く)業務用の爲に木炭四千疋、薪五十石を超えて使用又は消費しようとする場合、及び瓦斯薪の生産については所定の手續によつて知事の許可を受けねばならぬが、詳細は規則について知られたらう。

尙農林大臣又は知事は薪炭需給調整の必要に應じ集荷機關、指定集荷機關、指定配給機關、販賣業者等に對して命令、許可、制限、禁止等を爲し、又帳簿を備へしめ、或は報告を徴し、又は検査を爲し得ることとなつてゐる。(林務課)

七月の常會徹底事項

一、戰爭生活の徹底的な實踐

今こそ決戦、一億總躍起の時―お互は「戰爭生活」に徹底せねばならぬ。

(一) 決戦下の服裝

イ 衣服は新調をやめて、すべて有り合せものを活用すること。

ロ 已むなく新調する場合は國民服の乙號型とし、背廣服の仕立はやめること。

ハ 袂は短くし、特に婦人はなるべく標準服を實行し、作業や活動にはモンペ風のものをはくこと。

00143

- ニ 婚禮、葬儀等の儀禮には禮裝の簡素化を圖り、なるべく平服ですますやうすること。
 - ホ 不用の衣類は出来るだけ隣組などで融通交換し、また作り替へや修繕を工夫すること。
 - ヘ、夏季中は上衣を着用しなくとも差支へないこと。
 - ト 警戒警報が発令されたら防空服に身を固めること。
 - 尚決戦下の服装たる「モンペ風のものを既に所持する場合は更に作ることは極力見合せ、現在所持せず新に作る場合は家庭に有り合せるもの、更生活用を圖ること。この場合染料節約のため染め直しなど行はず、殊更華美なものを作らぬやう注意せねばならぬ。又常會に於て「揃ひのモンペを作りませう」といふやうな申合せはしないこと。
 - (二) 申告の正確勵行
 - イ 配給の申告に人數を増したり、二重申告をすることは決戦下最も悪いことであるから、必ず正確に申告すること。
 - ロ 部落會や町内會、隣組では間違つた申告はないかと調べ、もしあれば直に是正すること。
-
- 外米輸入にたよつてはならぬ。食糧は國內で賄はう。
 - (一) 土地の非常活用
 - イ 不耕作田がもしあれば共同作業などで水稻の植付を全部やり遂げること。
 - ロ 不耕作畑は勿論、伐木跡地、河川敷地、工場建築豫定地、公園、緑地、庭園などあらゆる空地には大豆、蕎麥、粟、黍などを作付すること。
 - ハ 果樹園、桑園、瓜畑などには大豆や蕎麥の周圍作、間作を行ひ、その他、畑地では輪作の改善を行ふこと。
 - ニ 宅地のまわりにも大豆や蕎麥など餘さず作付すること。
 - ホ 部落會、町内會は土地や種子について市町村の翼贊會支部や農會と連絡し、作付がうまく行くやう斡旋すること。
 - (二) 除草や手入れの勵行
 - イ 水田の除草は適期を選び、これまでよりも寫數を増

00144

- ロ 畑作は除草、中耕、追肥を時期を違へず行ふこと。
 - ハ 病蟲害は早く發見して徹底的に防除すること。
 - (三) 學國草刈運動
 - イ 肥料や飼料の大増産のため、この夏は昨年二倍以上の草刈を成し遂げ、割當の増産目標を必ず突破すること。
 - ロ このため一般農家の實行は勿論、學校報國隊や都市の勤勞報國隊は特に協力すること。
 - 三、「ヒマ」の手入
 - 「ヒマ」は實がなり出した。手入をよくして一滴でも多く飛行機の油を作らう。
 - イ 風に倒れては折角の苦心も水の泡となるから、しっかりと支柱を立てること。
 - ロ 追肥も肝要である。溝のドブ、厨芥、下肥、木灰等あり合せのものを興へること。
 - 四、貯蓄
 - 六月十五日から七月十五日まで貯蓄強調期間である。
-
- イ 賞金、麥代、藪代等で本年度割當目標額の三分の一を是非完遂すること。
 - ロ 特に本期間中
 - 1 地域に於ける貯蓄割當標準の適正化
 - 2 貯蓄非協力者の解消
 - 3 業域關係の貯蓄組合の結成並に整備
 - 4 戦時生活の徹底による消費節約
- 等に努め、貯蓄を増強すること。(地方課)
- ### 七月の大詔奉戴日
- #### 國民皆働で滞貨一掃
- 七月の大詔奉戴日實施方策中の實踐事項については、六月の大詔奉戴日實施方策に於て實施した「國民皆働で滞貨を一掃ませう」の項目を再び取上げてこれを實施することとなつたから、その實施方策に準じて部落會、町内會、隣組に至るまで實効を擧げられたい。
- 一、大詔に關する講話

00145

當日午前六時三十分から十五分間「大詔に関する講話」の放送を行ふこと。

二、實施事項に関する講話

七日の午後七時三十分から二十分間「大詔奉戴日の實踐事項に関する講話」の放送がある。詳細はラヂオ、新聞等の報道を参照されたい。

三、實踐事項

「國民皆働で滞貨を一掃しませう」

決戦下重要物資の輸送を圓滑にすることは戦力増強に絶對必要である、農繁期の農村に直接食糧増産に當る人や勤勞奉仕に行く人を除き、この日を期して國民皆働で各地方々々の鐵道の各驛、港灣其他にある滞貨の一掃に當ること。

(地方課)

甲種 飛行豫科練習生募集
「山本元帥につゞけ！」
制空こそ米英撃滅の要因

山本聯合艦隊司令長官の前線に於ける壯烈なる戦死は一億國民を奮激せしめ、「山本元帥につゞけ」の標語は今や軍隊を始め國內各職域の別なく舉國皇民の相言葉となつて米英撃滅への敵愾心は火と燃えてゐる。山本元帥は皇國海軍飛行隊育ての親であつて、その最後も飛行機上に於て敵と戦闘中華々しく戦死せられ、畏くも國葬を賜ひ、國民讃仰の的となられたこと洵に武人としての本懐これに過ぎるものはない。

大東亞戦争に於ける航空機の價値が如何に偉大であるかは今更いふを要しない。現代戦に於て航空戦に敗れ制空權を失つた艦隊はもはや殆ど勝目はなく、制空權の獲得こそ勝利の一大要件である。吾等は敢然として山本元帥に續き愈々航空兵力を強化して反攻を策する敵米英の撃滅に挺身

しなければならぬのである。

航空兵力を強化するには優秀なる器材を多量に生産することが素より肝要であるが、更に重要なことは優秀なる人員の養成である。一物も遮るものなき渺茫たる大洋中を風に流され、雲を分け、空を衝いて所要の時機、所要の地點に到達し、しかも轉瞬の間に決せらるゝ決戦場裡に於て、戰略的に戰術的に重大なる任務を課せられる航空部隊の人員が、精神的にも体力的にも將又智的にも優秀なるものを要求せられるのは當然である。

此の要求に應ぜんがため帝國海軍は昭和四年を以て飛行豫科練習生(少年飛行兵)の制度を新設し、優秀なる海鷲の養成に精進して來たのであるが、昭和十二年東亞の風雲急を告げ、航空兵力の擴充を愈々必要とするに至つたので更に多數優秀なる航空幹部を急速養成するため甲種飛行豫科練習生(教育期間二年半)の制度を設け、之に特別の教育と猛訓練を施して來たのであるが、果せるかな大東亞戦争緒戦に赫々たる大戦果を擧げて全世界を震駭せしめたのを始めとして、爾來廣漠たる全戦線に亘り、空襲攻撃に勇

猛なる空中戰士として皇國の運命を双肩に擔ひ尹進してゐるのである。

今や大東亞戦争は決戦段階に到達し、帝國海軍の責務は愈々重大となり、特に海軍航空部隊の活躍には全國民が非常なる期待をかけてゐる時、愛國の熱血然ゆる全國の青少年學徒は奮つて本練習生を志願し、光輝ある帝國海軍部隊の一員として奉公の誠を效されんことを希望する次第である。練習生の教育費は一切官費で、志願の爲の旅費も現住地の市町村に於て徴兵旅費を支給される。

今回募集される甲種飛行豫科練習生は來る十月一日入隊せしむべき者であつて、志願者の年齢は本年十二月一日現在で滿十五歳以上二十歳未滿の者、即ち大正十二年十二月三日より昭和三年十二月二日までの出生者であつて、願書提出期限は七月末日、検査は第一次と第二次とあつて、第一次検査の試験地は縣告示にある如く本縣は鳥取市修立國民學校で行はれ、身体検査は八月三、四、五日、學力試験は同六、七兩日中學校第三學年終了程度を標準とし實施されるが、學歴の制限はない。

00146

